

## 芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第2項の規定による手数料及び延滞金の徴収については、<u>法令その他に特別の定めがあるものを除くほか</u>、この条例の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において税外徴収金（以下「徴収金」という。）とは、<u>地方自治法第231条の3第1項に規定する分担金</u>、使用料、手数料及び過料<u>その他の市の歳入をいう</u>。</p> <p>(督促)</p> <p>第3条 徴収金を納付しなければならない者が徴収金を納期限までに完納しないときは、市長は納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(延滞金)</p> <p>第5条 徴収金を納付しなければならない者が督促状に指定した納期限後に、その徴収金を納付する場合には、<u>当該徴収金額が1,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該徴収金額に納期限（その徴収金に係る納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。）の翌日から完納の日までの日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期</u></p>	<p>(徴収の根拠)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第2項の規定による手数料及び延滞金の徴収については<u>法令その他別に定めがあるもののほか</u>、この条例の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において税外徴収金（以下「徴収金」という。）とは、<u>分担金、使用料、手数料</u> <u>（督促手数料を除く。）</u>及び過料をいう。</p> <p>(督促)</p> <p>第3条 徴収金を納付しなければならないものが徴収金を納期限までに完納しないときは、市長は納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(延滞金)</p> <p>第5条 徴収金を納付しなければならないものが督促状に指定した納期限後に、その徴収金を納付する場合には、<u>当該徴収金の額が100円以上であるときは、その徴収金額にその納期限（その徴収金にかかる納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。）の翌日から完納の日までの日数に応じ年10.95パーセント（当該徴収金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨</u></p>

改正案	現 行
<p><u>限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント</u>の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（<u>100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u>）を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 <u>前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u></p> <p>附 則 <u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>（延滞金の割合の特例）</u></p> <p>2 <u>当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>	<p><u>てる。）</u>の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（<u>10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u>）を加算して納付しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

芦屋市介護保険条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(延滞金)</p> <p>第9条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が1,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年<u>14.6パーセント</u>(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>2 (省略)</p> <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第7条 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年<u>14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年<u>14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合</u></p>	<p>(延滞金)</p> <p>第9条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が1,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年<u>10.95パーセント</u>(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>2 (省略)</p> <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第7条 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、<u>当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u>とする。</p>

改正案	現 行
<p>にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	

芦屋市国民健康保険条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(延滞金)</p> <p>第19条 世帯主は、納期限後に保険料を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、保険料が1,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年<u>14.6パーセント</u>（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもつて計算した金額に相当する延滞金額を保険料と同時に納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第4条 当分の間、第19条第1項に規定する延滞金の年<u>14.6パーセント</u>の割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たな</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第19条 世帯主は、納期限後に保険料を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、保険料が1,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年<u>10.95パーセント</u>（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもつて計算した金額に相当する延滞金額を保険料と同時に納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第4条 当分の間、第19条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条におい</p>

改正案	現 行
<p>い場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、<u>年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>	<p>て同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、<u>当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u>とする。</p>

芦屋市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行
<p>（延滞金）</p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額が1,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ<u>年14.6パーセント</u>（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>2 （省略）</p> <p>附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の<u>年14.6パーセントの</u></p>	<p>（延滞金）</p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額が1,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ<u>年10.95パーセント</u>（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>2 （省略）</p> <p>附 則</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの</p>

改正案	現 行
<p>割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、<u>年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>	<p>割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、<u>当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u></p>

阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）中部土地区画整理事業（鳴尾・御影線地区）施行規程新旧対照表

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行
<p>（督促手数料および延滞金） 第27条の2 （省略） 2 法第110条第4項の規定により徴収する延滞金は、当該督促に係る清算金の額（以下本項において「督促額」という。）が<u>1,000円</u>以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額（<u>1,000円</u>未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年10.75パーセント（<u>当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント</u>）の割合を乗じて計算した額（<u>100円</u>未満の端数があるときは、これを</p>	<p>（督促手数料および延滞金） 第27条の2 （省略） 2 法第110条第4項の規定により徴収する延滞金は、当該督促に係る清算金の額（以下本項において「督促額」という。）が<u>100円</u>以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額（<u>100円</u>未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額</p>

改正案	現 行
<p>切り捨てる。)とする。この場合において、督促額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付のあつた督促額を控除した額とする。</p> <p>3 前項の延滞金の額が<u>100円未満</u>である場合においては、これを徴収しないものとする。</p> <p>4 <u>第2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u></p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規程は、公布の日から施行する。 (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 <u>当分の間、第27条の2第2項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年10.75パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年10.75パーセントの割合を超える場合には、年10.75パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>	<p>は、その納付のあつた督促額を控除した額とする。</p> <p>3 前項の延滞金の額が<u>10円未満</u>である場合においては、これを徴収しないものとする。</p> <p>付 則</p> <p>この規程は、公布の日から施行する。</p>

阪神間都市計画事業芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業施行規程新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第29条 施行者は、徴収すべき清算金(第27条第1項の規定により清算金を分割して徴収する場合は、同条第2項の規定により付した利子を含む。以下本条において同じ。)を、納付すべき者が第24条の規定により通知した期限までに納付しないときは、法第110条第3項の規定により督促状によって納付期限を指定して督促する。</p> <p>2 施行者は、前項の規定により督促したときは、法第110条第4項の規定により督促手数料及び延滞金を徴収することができる。</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 第2項の延滞金は、督促状に記載した納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該督促に係る清算金が1,000円以上である場合に<u>年10.75パーセント(当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)</u>の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 (省略)</p> <p>6 清算金又は前項に規定する延滞金の計算の基礎となる額に<u>1,000円</u>未満の端数がある場合及び<u>第4項</u>の規定により算定した延滞金の額に<u>100円</u>未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。</p> <p>7 <u>第4項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u></p> <p>8 (省略)</p> <p>附 則</p>	<p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第29条 施行者は、徴収すべき清算金(第27条第1項の規定により清算金を分割して徴収する場合は、同条第2項の規定により付した利子を含む。以下本条において同じ。)を、納付すべき者が第24条の規定により通知した期限までに納付しないときは、法第110条第3項の規定により督促状によって納付期限を指定して督促する。</p> <p>2 施行者は、前項の規定により督促したときは、法第110条第4項の規定により督促手数料及び延滞金を徴収することができる。</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 第2項の延滞金は、督促状に記載した納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該<u>清算金に年10.75パーセント</u>の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 (省略)</p> <p>6 清算金又は前項に規定する延滞金の計算の基礎となる額に<u>100円</u>未満の端数がある場合及び<u>第1項</u>の規定により算定した延滞金の額に<u>10円</u>未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。</p> <p>7 (省略)</p> <p>附 則</p>



改正案	現 行
<p>(<u>施行期日</u>)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(<u>延滞金の割合の特例</u>)</p> <p>2 当分の間、第29条第4項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年10.75パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年10.75パーセントの割合を超える場合には、年10.75パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

芦屋市道路占用料条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(<u>督促手数料及び延滞金</u>)</p> <p>第6条 市長は、<u>法第73条の規定により占用料の督促をしたときは、督促状1通につき70円の督促手数料を徴収する。</u></p> <p>2 市長は、<u>占用料を納付すべき者が納付期限後に、その占用料を納付</u></p>	<p>(<u>手数料及び延滞金</u>)</p> <p>第6条 法第73条の規定により占用料の督促をしたときは、<u>手数料は70円、延滞金は年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。</u></p>

改正案	現 行
<p> <u>する場合においては、当該占用料が1,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該占用料にその納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.5パーセント（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算して徴収する。</u> </p> <p> <u>3 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u> </p> <p>           附 則            1～3 （省略）         </p> <p> <u>4 当分の間、第6条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u> </p>	<p>           附 則            1～3 （省略）         </p>

芦屋国際文化住宅都市下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第9条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及びその<u>納付期限</u>等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>4 (省略)</p> <p>(延滞金)</p> <p>第15条 市長は、第9条第3項の<u>納付期限</u>までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその<u>納付期限</u>の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額に年14.5パーセント<u>(当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)</u>の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p> <p><u>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u></p> <p>付 則</p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p>1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p><u>(延滞金の割合の特例)</u></p> <p>4 当分の間、第15条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割</p>	<p>(負担金の賦課及び徴収)</p> <p>第9条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及びその<u>納付期日</u>等を受益者に通知しなければならない。</p> <p>4 (省略)</p> <p>(延滞金)</p> <p>第15条 市長は、第9条第3項の<u>納付期日</u>までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその<u>納付期日</u>の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。</p> <p>2・3 (省略)</p>

改正案	現 行
<p><u>合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p>	